

水産流通適正化制度の事業者の届出

【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物等（加工品含む）を販売、加工、輸出等をする取扱事業者は、**岩手県への届出が必要**です。

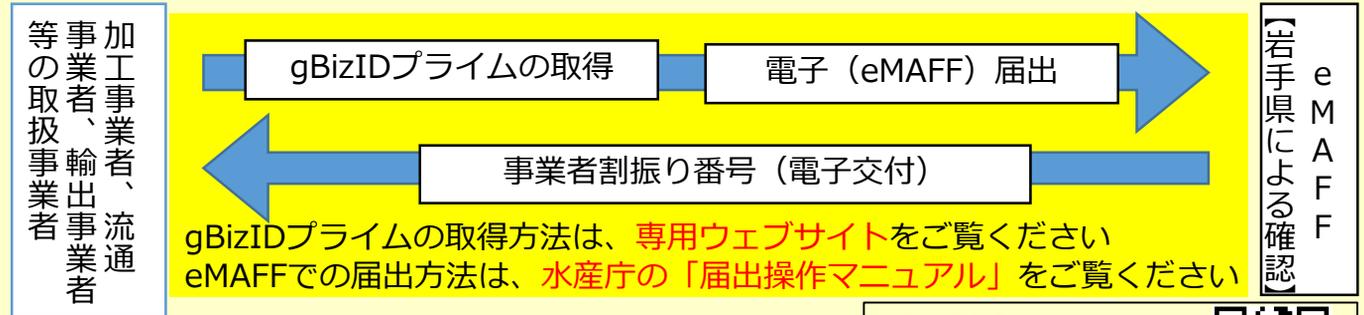
届出を行う際には、届出事項の他、省令で定められた**書類の提出**が必要ですが、一部の書類は省略が可能です。

なお、**専ら消費者**に対し**販売、提供する場合は、届出は不要**です。

1 届出方法

原則、電子申請（eMAFF）で届出*を行って下さい。岩手県による確認・受理の後、**届出者へ届出番号が通知**されます。

*eMAFFでの届出が困難である場合に限り、岩手県に対し、書面での届出も可能です。



2 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
 - (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地*
 - (3) 取り扱う種類（アワビ、ナマコ）
- *全ての関係する事務所等について届出して下さい。

gBizIDの
専用ウェブサイト →

eMAFFの
届出操作マニュアル →

3 添付書類

	個人事業者	法人
氏名及び住所を証する書類 【住民票等の写し】	eMAFFでの申請時：省略可能* 書面での申請時：必要	eMAFFでの申請時：省略可能* 書面での申請時：必要
定款及び登記事項証明書		
(代理人が届出する場合) 委任状 代理人：団体、行政書士等	必要 (代理申請は書面での手続きとなります)	

*eMAFFで届出する場合は、gBizIDプライムの取得が必要となり、その際に事業者情報について確認が行われるため、住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）の添付を省略することが可能です。

取扱事業者の届出

eMAFFサービスを用いて
届出を行う場合

【取扱事業者→G Biz ID運用センター】

手続 : gBizIDプライムの取得
届出方法 : 書類の郵送
必要書類 : 申請書
原本が必要 { 印鑑証明書(法人)
 { 印鑑登録証明書(個人事業主)
その他 : スマートフォンor携帯電話が必要

- ①専用サイトで申請書を作成
※ショートメール用に電話番号の登録が必要
- ②申請書と印鑑(登録)証明書を、運用センターに郵送
【宛先】〒530-8532 G Biz ID運用センター
- ③登録完了(メールで通知)

手続の詳細は、専用ウェブサイト
掲載のマニュアルをご覧ください



【取扱事業者→県】

手続 : eMAFFサービスでの届出
届出方法 : WEBサイトで必要事項を登録
提出書類 : 特になし

- ①gBizIDプライムを使用してeMAFFサービスにログインする
- ②「手続を探す」から水産流通適正化法を検索
→入力開始
- ③必要事項を入力のもの、岩手県に提出(入力事項の一つに届出先が含まれます)

詳細な手続方法は、
水産庁ウェブサイト掲載の
マニュアルをご覧ください



【県→取扱事業者】

県で審査のうえ、eMAFFサービスにより届出番号
を通知します

書面で届出を行う場合
※代理申請は書面による
手続となります

書面で届出を行う場合は、取扱事業者
がgBizIDを取得する必要はありませんが、
住民票の写し等(個人事業主)又は定款
及び登記事項証明書(法人)の提出が必
要となります

【取扱事業者→県】

手続 : 届出書類の提出
届出方法 : 郵送
提出書類 : 届出書
原本が必要 { 住民票の写し(個人事業主)
 { 登記事項証明書(法人)
 { 定款(法人)
 { 委任状※代理申請時のみ

提出書類のうち、
届出書と委任状については、
水産庁ウェブサイト
の様式が掲載されています



【提出先】〒020-8570
盛岡市内丸10-1 県庁6階
岩手県農林水産部水産振興課

【県→取扱事業者】

県で審査のうえ、メールまたは書面で届出
番号を通知します